

四初明駢是應法於事有遠故不足數二  
體境俱非雖假緣亦不足數三體非僧用  
於緣成之四約緣有尋不妨成法少公不  
足 初明是淨僧相遠故不足者四公  
不足數中所為作羯磨人神足在空隱沒  
離見聞處別住戒場上六人餘者非无此  
義故捨戒中顛狂啞聾中邊死人眠人自  
語前人不解並不成捨謂不足數也今取  
他部明文證成 十誦中睡眠比丘若聞  
白已睡者得成殯人未白前睡不足數也

由知從如此人受戒不得故不足數所以  
文中及十誦並安若自言等昔人以體不  
合故不足即將破戒和上在十人之外此  
非正解何者若不知犯則不得輒用他部  
以四分制十人僧若知他犯羯磨則不得  
牒以實知非比丘故十誦中加一白衣亦  
不入數上明僧相並形同出家相有監故  
得共法事必著俗服相形明了亦无同法  
之義 十誦白衣謂本受戒不得者亦有  
受後難緣須著俗服亦應同法由本是僧

# 近江に伝わる奈良期の四分律刪繁補闕行事抄について

## — 聖衆来迎寺と西教寺の伝来本 —

井上 優

はじめに

豊かな經典文化を誇る湖国・滋賀県において、とりわけ奈良時代の古写經の存在は特筆される。和銅五年（七一三）に長屋王の所願によって書写された大般若經のうち、合わせて二二二帖が甲賀市の太平寺・見性庵・常明寺に分蔵されて、国宝および重要文化財に指定されている。また、大津市の石山寺には天平神護二年書写の仏説淨業障經（重要文化財・吉備由利願經）、天平勝宝四年書写の説一切有部俱舍論（重要文化財）、神護景雲二年書写の十誦律卷第五二（重要文化財・称徳天皇勅願經）の単独經典があるほか、重要文化財石山寺一切經の中に光明皇后願經などの奈良写經が含まれている。長浜市の布施美術館には天平一二年書写の仏本行集經第四一（県指定・光明皇后五月一日經）をはじめ五点の奈良写經があり、他にも大通寺（長浜市）、淨嚴院（近江八幡市）、蓮生寺（守山市）、大宮神社（高島市）、秀明文化財団（甲賀市）などにも存在する。そして天台系の古刹である大津市の聖衆来迎寺（比叡辻二丁目四番一二号）と西教寺（坂本五丁目一三番一号）にも、かねてから奈良写經のあることが知られてきた。聖衆来迎寺には天平一五年書写の不空羅索神變真言經卷第三（県指定・光明皇后願經）、注大般若涅槃經卷第十（県指定）、妙法蓮華經普門品第二十五（県指定）が、西教寺には注大般若涅槃經卷第八（重要文化財）が蔵されている。このうち、両寺に分蔵する注大般若涅槃

經については、僚卷の関係として知られてきた<sup>(1)</sup>。

ここで、聖衆来迎寺と西教寺の両寺には実は他にも奈良時代の筆跡とみられる古写經の断簡が所蔵されている。ただし断簡であるため、これまでは何の經典のどの部分であるかについて検索し、同定することが困難であった。しかしながら、近年はCBATA（中華電子佛典協會）やSATA（東京大学『大正新脩大藏經』テキストデータベース）といった『大正新脩大藏經』の電子テキスト化プロジェクトの成果が普及したことによって、断簡化した經典類の部分検索が容易になり、実物の文化財として保存活用を図るうえで必要な情報が得やすい環境が整ってきた。

今回、電子テキストを利用して断簡を検索した結果、これまで寺伝で大雑把に「魚養經」と呼ばれてきた両寺本断簡がともに、「四分律刪繁補闕行事抄」の一部分であることが判明したため、それらの文化財としての概要と両者の関係性、他家所蔵本との関係性、また伝来等についての若干の考察を行いたい。

### 一、聖衆来迎寺所有の四分律刪繁補闕行事抄断簡

紙本墨書。琵琶湖文化館に寄託されている。断簡であるが、二か所の虫損が認められる程度で、本紙そのものは良好な保存状態である。現状は卷子装となっているが、表紙・巻緒・見返し・裏打ち紙・軸木・軸首（水

晶製)など、本紙以外のすべてが後補である。中央部に折れ跡が残っており、一時期折本装であった履歴を物語っている。

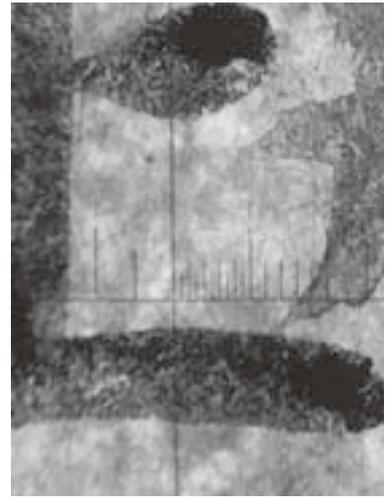
料紙の紙質については裏打ちがなされて肉眼では瞭然としないため、透過光を通し拡大鏡観察を行った。

組織は細かく叩解された繊維が緻密に集まっているが、ところどころに粗い繊維が混じっており、麻紙の特徴を示している(図1)。

麻繊維を原材料とする麻紙は周知のように、古代中国で製造が開始され日本でも奈良時代の写経に多く用いられたが、平安期には生産が急激に衰退して、その後大正期の岩野平三郎による復元まで全く用いられなくなる<sup>(三)</sup>。料紙観察のうえから、本品が奈良時代以前の写経である可能性が高いことが指摘できよう。

また、版式のうえからも時代の特徴が示される。現状は断簡一紙一〇行分のみとなっており、法量は縦二七・二センチメートル、横二二・七センチメートルを測る。墨界(界幅二・三cm、界高二五・七cm)を施しているが、界線はごく細い線で緊張感をもって引かれており、近接してよく見ないと、一見無界と見まがうほどである。

一行一六字詰め、極めて端正な字体の楷書にて書写される。わが国に伝来する写経の字詰めは一行一七字詰めが基本であるが、奈良期以前の書写に限っては、大字の「大聖武(賢愚経断簡)」(一行一二字詰め)、「註楞伽经」(一行一〇〜一三字詰め)や、細字の「金光明最勝王经」(一行三四字詰め)などの例外が存在する。一六字詰め的事例は極めてまれであるが、聖衆来迎寺と西教寺以外の諸家に蔵する奈良時代の「四分律



(図1) 透過光で見た料紙

刪繁補闕行事鈔」断簡がいずれも一行一六字詰めの特例となっており、注目される<sup>(三)</sup>。

書写の文字はバランスよく整った姿形で、洗練されている。なおかつ謹厳でまことに堂々とした印象を受ける書風である。奈良時代後期(八世紀後半)の書写と考えるとよいだろう。渡来系の写経生の筆であろうか、写経所の仕事としては最高峰の部類に位置付けられるべき見事な筆跡である。

書写部分の积文は次の通り。

〔积文〕(／は改行箇所を表す)

四。初明体是応法。於事有違故不足数。二／体境俱非。雖仮縁亦不足数。三体非僧用。／於縁成足。四約縁有礙。不妨成法少分不足。初明是淨僧相違故不足者。四分／不足数中。所為作羯磨人。神足。在空・隱没・離見聞処・別住・戒場・上六人。余者非無此／義。故捨戒中。顛狂癡聲中辺死人眠人自／語前人不解並不成捨。謂不足数也。今取／他部明文証成。十誦中。睡眠比丘若聞／白已睡者。得成擯人未白前睡不足数也。

上記を『大正新脩大藏经』テキストデータベースで検索すると、仏教典籍「四分律刪繁補闕行事鈔 卷上」のうち、「足数衆相篇第三」の一部であることがわかる。同書は中国と日本に多大な影響を与えた仏教徒の生活規律である「四分律」の要点について、唐の僧・道宣(五九六〜六六七)が撰述した著作である。

「四分律刪繁補闕行事鈔」(以下、行事鈔と略称)は道宣の弟子筋にあたる鑑真的影響が大きかったこともあって、日本でも重用された。それを読み、供養することの功德について仏教説話集『日本靈異記』下巻の「修行の人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁 第二十四」に見える。こ

の話の前段は、近江国野洲郡部の御上嶺に住む随我大神（タカノオホカミ）が、前世の悪報によって彌猴（猿神）となったことを僧に語り、神身離脱を望むというストーリーである。神仏習合の初期史料として有名であるが、猿神の依頼に対して僧が供養物を求めたところお供えすべきものがなく、猿はそれならばと、

浅井の郡に諸の比丘ありて、六巻抄を読まんとするが故に、我其知識に入らむ<sup>(四)</sup>

と述べた。すなわち、湖北浅井郡に比丘が集まって六巻抄、すなわち「四分律刪繁補闕行事鈔」を読む法会を催そうとしているから自分もその知識（講衆）に加わって功德を受けたいというのである。奈良時代の地方社会で行事鈔が受け入れられ、それを読む法会が在地で行われていて、かつ講衆には滅罪の功德が期待されていたことが知られる。聖衆来迎寺本が書写された奈良時代後期において、行事鈔が広く親しまれていた証となる。

ただし、行事鈔の古写本に完本はなく、平安前期に書写された重要文化財の唐招提寺所有本ですら、巻下之三の部分を残すのみである。奈良時代書写の断簡としては他に、国宝大手鑑（陽明文庫所有）の中に八行分、田中塊堂『日本写経綜鑑』に写真掲載された個人蔵の三行分、および半蔵門ギャラーリ所有の二行分などが知られる程度である（それらについては、後段で再び触れる）。

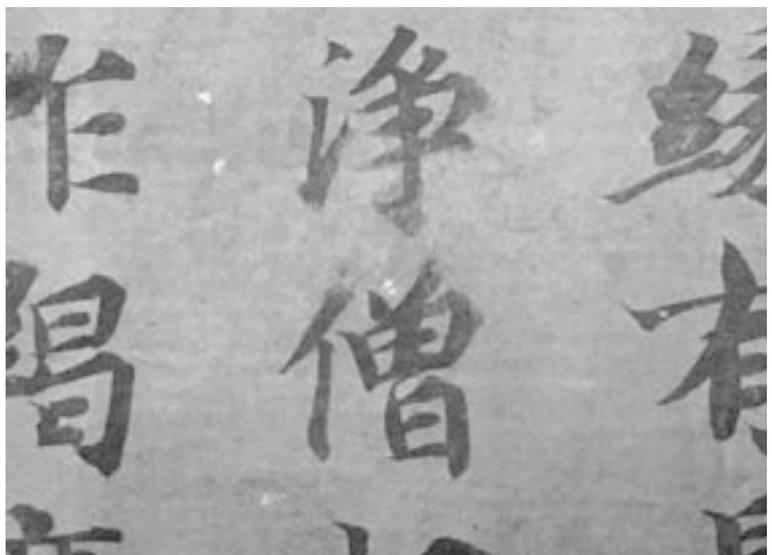
滋賀県内に伝えられた奈良写経の名品は、大半が国または県の指定を受けて保護されている。本品は完品ではなく、一〇行のみの断簡となっているが、全国的に珍しい奈良時代の「四分律刪繁補闕行事鈔」の書写本として貴重である。筆者が調査した結果をもとに令和二年度に滋賀県文化財保護審議会に対して県指定の諮問を行い、本県の文化史上貴重な

ものとして指定が適切な旨、答申を受けたため、令和三年二月一六日付けで滋賀県指定有形文化財として指定された。

なお、本品には平安時代以後に、読み下しのために付された訓点が多く見受けられる。訓点の中には、白点（東大寺点・返点・句点）、朱点（仮名・喜多院点・返点・句点）があり、本品が華嚴宗や法相宗など、南都系の僧によって所持され、研究されてきた来歴を物語っている。

## 二、西教寺所有の四分律刪繁補闕行事鈔断簡

紙本墨書。現状は断簡四紙を他の経典類とともに古筆切として帖装の「古写経片紙集帖」と外題された手鑑に貼り付けており<sup>(五)</sup>、若干の虫損が見受けられる。本紙以外はすべてが後補である。一行分のみの断簡である第一紙を除いて、各紙とも中央部に折れ跡が残っており、聖衆来迎寺同様に一時期折本装であったことがわかる。



(図2) 聖衆来迎寺本訓点（白点、朱点）の一部

(図3) 西教寺本の四分律刪繁補闕行事鈔斷簡 第一紙

四句料簡前三句由不知故得戒第四句

(図4) 西教寺本の四分律刪繁補闕行事鈔斷簡 第二紙

由知從如此人受戒不得故不足數所以  
文中及十誦並安若自言等昔人以體不  
合故不之即將破戒和上在十人之外此  
非正解何者若不知犯則不得輒用他部  
以四分制十人僧若知他犯羯磨則不得  
牒以實知非比丘故十誦中加一白衣亦  
不入數上明僧相並形同出家相有監故  
得共法事必著俗服相形明了亦无同法  
之義 十誦白衣謂本受戒不得者亦有  
受後難緣須著俗服亦應同法由本是僧

料紙の風合いは肉眼観察の限り聖衆來迎寺に酷似しており、やはり麻紙であろう。現状は褐色を呈しているが、光を当てて見ると黄色く染色されており、黄麻紙と呼ばれるものか。

第一紙は「四句料簡前三句由不知故得戒第四句」の一行分一六字のみで法量は縦二七・〇センチメートル、横二・三センチメートル。細線の墨界を施し、界高二五・五センチメートルだが、界幅は切断のため不明。第二紙は「由知從此人受戒不得故不足數所以」から始まる一〇行分、一行一六字詰め。法量は縦二七・〇センチメートル、横二三・二センチメートル。細線の墨界（界幅二・三cm、界高二五・六cm）を施す。

第三紙は「即知作法之時窮問界内俗人之中頗有」から始まる一〇行分、一行一六字詰め。法量は縦二七・〇センチメートル、横二三・三センチメートル。細線の墨界（界幅二・三cm、界高二五・五cm）を施す。

第四紙は「已前同僧法事並皆成就若雖言竟無人」から始まる一〇行分、一行一六字詰め。法量は縦二七・〇センチメートル、横二三・三センチメートル。細線の墨界（界幅二・三cm、界高二五・五cm）を施す。

数ミリ程度の違いはあるものの、各紙ともほぼ法量は等しく、内容も連続していることから、もともと一体の品であったと見てよい。筆跡も一貫して同筆で、一行一六字詰めに端正な字体の楷書で書写される。聖衆來迎寺本と同じく謹嚴で堂々とし、洗練された印象の書風で、奈良時代後期（八世紀後半）の写経と考えられる。

〔釈文〕（／は改行箇所を表す）

四句料簡。前三句由不知故得戒。第四句／由知從此人受戒不得故不足數。所以／文中及十誦並安若言等。昔人以體不／合故不足。即將破戒和上在十人之外。此／非正解。何者。若不知犯。則不得輒用他部／以四分制十人僧。若知他犯。羯磨則不得／牒以實知非比丘故。

(圖5) 西教寺本の四分律刪繁補闕行事鈔斷簡 第三紙

即知作法之時窮問界內俗人之中頗有  
 曾受具或不捨者不要答无者方无別衆  
 三舉之人謂不見不懺惡邪不捨廣如衆  
 網中 滅殞者謂犯重已舉至僧中白四  
 除棄也 應滅殞者亦犯重已舉未至僧  
 因有難起未得如法故律名入波羅夷說  
 中若雖犯重僧未委知而別人內知未被  
 糾舉或不自言僧不知犯重衆內一人知  
 者則非僧數並入應滅殞中 第三體  
 雖非僧托緣成用即前門中人據未自言

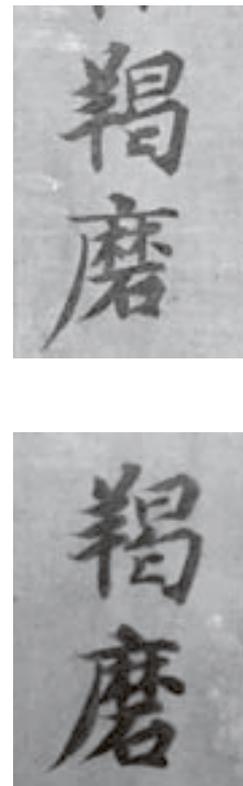
十誦中加一白衣。亦／不入數。上明僧相。並形同出家。相有濫故。  
 ／得共法事。必著俗服相形明了。亦無同法／之義。十誦白衣謂本受  
 戒不得者。亦有／受後難緣須著俗服者亦同法。由本是僧／即知。  
 作法之時窮問。界內俗人之中頗有／曾受具戒不捨者。不要答無者方  
 無別衆。／三舉之人。謂不見不懺惡邪不捨。広如衆／網中。滅殞者。  
 謂犯重已舉至僧中白四／除棄也。應滅殞者。亦犯重已舉來至僧／因  
 有難起未得加法。故律名入波羅夷說／中。若雖犯重。僧未委知。而

(圖6) 西教寺本の四分律刪繁補闕行事鈔斷簡 第四紙

已訖同僧法事並皆成就若雖言竟无人  
 知者亦成僧用由相中无遠使得辯事故  
 律中犯或和上由不知故得成法事乃至  
 邊罪並安若言文言當以天眼知他持犯  
 等 十誦云若犯重罪人賊詐作比丘本  
 白衣時破戒人等若先言有是過作羯磨  
 不得成若不言者一切成就 薩婆多以  
 有天眼者不說人意乃至若聽以天眼可  
 者僧淨穢者人詐无過但有大小无往不  
 見若聞說者則妨乱事多故不聽說言

別人內知。未被／糾舉。或不自言僧不知。犯重衆內一人知／者則非  
 僧數。並入應滅殞中。第三體／雖非僧。托緣成用。即前門中人。摠  
 未自言／已前同僧法事並皆成就。若雖言竟無人／知者亦成僧用。由  
 相中無違便得弁事。故／律中犯戒和上由不知故得成法事。乃至／辺  
 罪並安若言文言云。當以肉眼知他持犯／等。十誦云。若犯重罪人。  
 賊詐作比丘。本／白衣時破戒人等。若先言有是過。作羯磨／不得成。  
 若不言者。一切成就。薩婆多以／有天眼者不說人惡。乃至若聽以天

(図7) 聖衆来迎寺本(上)と西教寺本(下)との文字比較  
\*同一写経生の筆跡



眼耳／看僧淨穢者。人誰無過。但有大小無往不／見。若開說者。則妨乱事多。故不聽說。言自

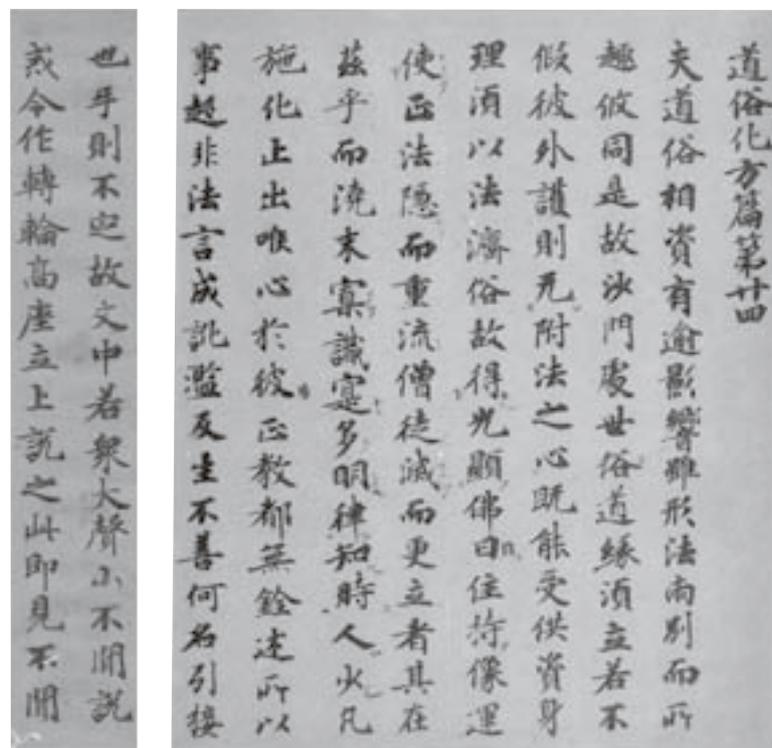
すなわち、「四分律刪繁補闕行事鈔 卷上」のうち、「足数衆相篇第三二」の一部であることは、聖衆来迎寺本と同じである。ただし、聖衆来迎寺本と西教寺本間のテキストは、近い箇所にはあるものの繋がってはならず、前者が後者より先頭に近い部分の断簡であることになる。

書写者の関係性はどうか。両者は一見して、同一筆跡と考えられる。聖衆来迎寺本と西教寺本とに共通する文字の図版を並べて比較したとき、一層あきらかである(図7)。墨界の界幅や界高もほぼ同じ数値を示しており、一行一六字詰めという特殊な字詰めであることも含めて、もともと同一の経巻から切り分けられたことを疑う余地はなからう。

### 三、県外諸家所有の行事鈔断簡および諸本の伝来について

行事鈔の古写本に完本がない中で、奈良時代書写の断簡として聖衆来迎寺本と西教寺本以外に、他家所収の経切が県外にも存在する。すなわち、国宝『大手鑑』(陽明文庫所有)の中に八行分<sup>六</sup>、田中塊堂『日本

写経綜鑑』に写真掲載された個人蔵の三行分<sup>七</sup>、および半蔵門ギャラリー所有の二行分<sup>八</sup>などが知られている。刊行本掲載の図版などから



(図8) 国宝大手鑑本(右)と半蔵門ギャラリー本(左)  
出典:『国宝 大手鑑(下) 陽明文庫蔵』角川書店(1993)

見比べてみると、いずれも滋賀県内のものと筆跡が類似している。とくに、陽明文庫本と半蔵門ギャラリー本は少なくとも、聖衆来迎寺本および西教寺本と同一筆跡のように見受けられる。それらは互いに僚巻(「連れ」)の関係ではなからうか。現物未見で、かつ墨界の界幅や界高なども確認していないので断定はできないが、一行一六字詰めの特徴版式を示す奈良時代後期の行事鈔が他に知られていない以上、もともと一具であった

貴重本を経切れとして諸家で競って分蔵したものである可能性が極めて高い。

それらの伝来について少し考えたい。聖衆来迎寺本については寺島典人氏が指摘している<sup>(九)</sup>ように宝暦九年(一七五九)付けの「古筆箱入日記」と題する同寺文書に「経切 魚養御筆」と見えることから、江戸時代中期以前に聖衆来迎寺に蔵されていたことが確実である。一方の西教寺本については、手鑑の奥書に「明治三十一年孟蘭盆会／沙門覚湛誌」と記されるが何時から寺にあったのか、はっきりしない。ただし、残存部分が西教寺本の方が多いことから、必ずしも西教寺の所蔵に帰した時期が聖衆来迎寺に比して新しいとは限らないだろう。聖衆来迎寺と西教寺はともに、近世において「天台律宗」と呼ばれた。僧の交流も盛んであったであろうことから、両寺間の貴重經典の分蔵はむしろ自然な行為でもある。冒頭に触れたように、奈良写経の僚巻と考えられる聖衆来迎寺本の注大般涅槃經卷第十(県指定)、と西教寺本の注大般涅槃經卷第八(重要文化財)が分蔵されているのと同じ事情である。

ただ、法華經と並んで天台宗の根本經典である涅槃經の古写経が台麓の二寺院にあることと、南都で重んじられた四分律の注釈書が同じ二寺院に分蔵されていることは、全くもって意味が異なる。聖衆来迎寺本に白点(東大寺点)、および朱点(仮名・喜多院点)のあることは先に触れた。実は西教寺本にも同様の訓点がある。そこから推すなら、平安期に東大寺にあったものが、中世には興福寺へ伝来していたことは確かであろう。ところが、そこから先の南都から近江へ、天台系寺院への流転の事情が分からず、検討課題となる。

そこで四分律を研究した天台宗安楽律派の影響や、真言律を兼学した江戸時代初期の聖衆来迎寺住持・利曳<sup>(一〇)</sup>がもたらした可能性など、想像はするものの不明としかいえない。聖衆来迎寺本の表紙には「魚養」と墨書した金簽を貼り、西教寺本も奥書に「魚養筆」とするなど、

ともに朝野魚養筆の「極め」を示している。魚養はもと忍海原連といい、延暦一〇年に朝野宿禰の氏姓を賜った平安時代初期の医家・書家で、本経が示す年代観とは異なるため、筆者としてはふさわしくない。

だが本経の僚巻(陽明文庫本、半蔵門ギャラリー本)も同じく魚養筆と極められている。となると教学上、もしくは信仰上の理由とは異なり、ただただ名筆として各家に珍藏されただけなのかも知れない。南都興福寺にあった行事鈔はもとより朝野魚養の筆跡ではなかったが、その手跡がいつしか「魚養經」と呼ばれて珍重されるあまり、切断して公家や社寺等の諸家に競い分蔵された歴史を示している可能性が高いだろう。

いずれにしても、滋賀県有数の名刹である聖衆来迎寺と西教寺に、優れた奈良写経である四分律刪繁補闕行事鈔が伝わったことが貴重で、その価値はきわめて高い。今回、經典名と断簡の箇所を明示できたことで、今後の保存と活用に資することができよう。

(いのうえ まさる・滋賀県文化スポーツ部文化財保護課主幹  
兼滋賀県立琵琶湖文化館主幹)

註

- (一) 特別展「近江の古經典」展示図録(琵琶湖文化館、一九八五)五三頁作品解説「もとは一具の經典である」。
- また、文化庁監修『国宝・重要文化財大全』七 書跡上巻(毎日新聞社、一九九八)四九四頁の各家所蔵「注大般涅槃經」の解説に、西教寺本(巻八)、毘沙門堂本(巻一四)、西方寺本(巻一九)および西来寺本(巻二・巻一二)について「もとい具のものと思われ、筆跡同一である」とされる。
- (二) 高橋正隆『和紙の研究』近代文芸社、一九九五
- (三) そもそも経論ならぬ律蔵については一行一六字詰めルールがあったので

はないか、とする解釈も耳にしたが、石山寺所有の「十誦律卷第五十二」（神護景雲二年五月十三日称徳天皇願経）、五島美術館所有の「十誦律卷第十七」（神護景雲二年五月十三日称徳天皇願経）はともに一行一七字詰めで、小川雅人所有の「五分律卷第十五」も一行一七字詰めが基本であるため、その意見については首肯できない。

(四) 『日本霊異記』（岩波書店「日本古典文学大系七〇」、一九六七）三八四～三八九頁

(五) 西教寺本の存在については、大津市歴史博物館の寺島典人学芸員から教示を受けた。聖衆来迎寺本とともに同氏によって初めて大津市歴史博物館『大津歴博だより』No.120（二〇二〇）誌上で紹介されたほか、大津市歴史博物館開館三〇周年記念企画展「聖衆来迎寺と盛安寺―明智光秀ゆかりの大阪本の社寺―」展示図録（二〇二〇）七〇頁にも同氏による解説が掲載されている。

なお、西教寺本行事鈔とともに手鑑「古写経片紙集帖」に貼りこまれている他の経切は、以下の四点である。

① 紺紙金字法華経 現状法量 縦二七・〇cm、横四・三cm 二行分

② 紺紙金字賢却経 現状法量 縦二七・〇cm、横五・七cm 三行分

③ 成唯識論（伝解脱上人筆）現状法量 縦二六・〇cm、横一五・〇cm

七行分

④ 伝明恵上人筆聖教 現状法量 縦二七・七cm、横九・四cm 五行分

(六) 古筆手鑑大成編集委員会編『国宝 大手鑑（下）陽明文庫蔵』（古筆手鑑大成第十二巻）角川書店、一九九三

(七) 田中塊堂『日本写経綜覧』二玄社、一九五三

(八) 半蔵門ギャラリーホームページ (fufufu.com) 二〇二一年一月二九日閲覧

(九) 寺島典人『大津歴博だより』No.120（前掲）

(一〇) 二〇〇九年に御住職の依頼により筆者が概要調査を行った新出古文書群によって、慶長期ころの聖衆来迎寺住持・利曳が西大寺流の真言律を兼学し、高島郡阿弥陀寺（現在も高島市新旭町に所在する真言宗寺院）を兼任していたことが判明した。その結果は二〇一〇年一〇月二二日に滋賀の文化財

講座「打出のコヅチ」の第六回「聖衆来迎寺の新出資料」で発表している。古文書は現在、大津市歴史博物館寄託。

#### 〈参考文献〉

西本龍山訳『四分律刪繁補闕行事鈔』（國訳一切經和漢撰述部 律疏部一）大東出版社、一九三八

\* 本稿の成立にあたって、文化財の所有者である聖衆来迎寺の山中忍恭住職、西教寺の寺崎豊好師、陽明文庫の名和修文庫長に調査や図版掲載にかかる格別のご高配を賜りました。

また、寺島典人氏・鯨井清隆氏（大津市歴史博物館）、土井通弘氏（就実大学名誉教授）、宇都宮啓吾氏（大阪大谷大学教授）、井上ひろ美氏（文化遺産プランニング代表）からは直接・間接に多くのご教示、ご協力をいただくとともに、各種の情報提供を得ました。とくに、寺島・鯨井・宇都宮の三氏は二〇二〇年六月三日、展覧会準備のために滋賀県立琵琶湖文化館に寄託されている聖衆来迎寺所有の文化財を調査され、経典類の知見を筆者へ提供されました。それが「四分律刪繁補闕行事鈔」を奈良写経として評価し、県指定する契機となったことについて明記します。

なお、滋賀県立琵琶湖文化館の田澤梓氏には原稿の編集・校正等の一切において、格別のお骨折りをいただきました。

関係者に対して、深甚の謝意を表します。